

共創マッチング支援業務 提案仕様書

1 委託業務の名称

共創マッチング支援業務委託（以下「本業務」といいます。）

2 委託期間

契約締結日の翌日から2025年3月31日まで

3 本業務の趣旨

(1) 2024年度のまちづくりの基本方針

本市では、誰一人取り残さない「SDGs未来安心都市・明石」の実現を目指し、2024年を『共創元年』と位置づけ、2024年度のまちづくりの基本方針を「対話と共創」とし、産官学民の多様な主体との「共創」によるまちづくりを推進しています。

そこで、市民や事業者との「対話」を通じて、多様化、複雑化する市民ニーズや地域課題を把握し、事業発案の段階から事業者のアイデアやノウハウを積極的に取り入れるなど、企業や大学など様々な主体と市がそれぞれの特性やネットワークなどのリソースを活用し、ともに課題解決に向けた実践的な取組を展開することとしています。

(2) 本市の現状

本市では、多様な市民の声を幅広く聞くとともに、市民との情報共有を図りながら、ともにまちづくりを進めるため、2023年度から、福祉、教育、子育てなど様々なテーマでのタウンミーティングを毎月開催しています。

このタウンミーティングを通して共通の課題として挙げられたキーワードの一つが「移動」です。

一方、本市の公共交通に関しては、「誰もが安全で安心して移動できる持続可能な交通体系の確立」を目的とした明石市総合交通計画にあるとおり、公共交通のカバー圏域として、市街化区域内における鉄道駅勢圏およびバス停勢圏の面積が90%を超えており、利便性の高い公共交通網が一定程度形成されています。そのため、高低差があり最寄りのバス停にアクセスすることが困難な地域が局所的に存在しているものの、「移動」というキーワードは、必ずしもその文言から連想されるような公共交通への課題提起を目的として出てきたものばかりではないと考えています。

このため、キーワードとして「移動」を発言するに至った市民の潜在的なニーズや課題を掘り起こして具体的に把握し、課題として捉えるために言語化し、その解決に向けて取り組む必要があると考えています。

(3) 本業務の目的

この仕様書は、公募型プロポーザル方式による事業者募集を実施するにあたり、本業務の内容を定めることを目的とします。

なお、契約締結の際の仕様書については、採用された企画提案に基づき、本市と協議の上で決定します。

- ① まちづくりの基本方針のもと、本市が抱える「移動」に関する課題を抽出・言語化するとともに、受託者が有するノウハウ・ネットワークを活用して本市の課題を発信し、課題解決のための事業のアイデア・ノウハウを持つ候補事業者を選定してください。
- ② 課題解決に向けて持続可能な事業の本格実施につなげることを目的として、2024年度中に本市と候補事業者とをマッチングして実証実験等に着手してください。
- ③ 上記①、②の取組にあわせて、多様なステークホルダーを巻き込み、本市における官民共創の意識浸透を図り、産官学民の多様な主体との「共創」風土を醸成してください。

4 業務内容

(1) 課題の言語化・「共創」風土の醸成

- ① 「移動」に関する市民の潜在的なニーズや課題を掘り起こして具体的に把握すること、また、本市のまちづくりの基本方針や本業務の意義・目的の浸透を図り、「共創」風土の醸成を目的として、本市職員はじめ産官学民の多様な主体に対するワークショップやセミナー、ヒアリング、アンケート等を実施してください。
- ② ワークショップ等の対象者や回数は、上記3及び本項の業務内容を踏まえて提案してください。
- ③ ワークショップ等は、市と受託者が協働して実施するものとしませんが、受託者が主体となって企画するとともに、当日のファシリテートは受託者が担当するものとしします。
- ④ ワークショップ等の実施にあたっては、高齢者、障害者、こどもなど車や自転車での移動が困難な方からの課題等の掘り起こし、これまではワークショップ等に参加していない又は参加できていない市民等の参加を促進するための手法や工夫を提案してください。
- ⑤ ワークショップ等の実施にあたっては、市職員・市民・事業者等が今後、共創の取組をより主体的に継続していけるよう、学びや試行の場を設けるといった工夫を提案してください。
- ⑥ ワークショップ等を通して、本市が抱える「移動」に関する課題を抽出し、事業者に効果的に訴求できるよう、解像度を上げた形で言語化してください。
- ⑦ 抽出する課題の属性は、交通の分野に限らず、あらゆる分野とします。
- ⑧ 課題の言語化にあたっては、ワークショップの結果を市担当部署にフィードバックし、改めて対話を行うなど、市のこれまでの取組に基づく知見も十分活用し、市民・事業者・市が同じ目標を共有して課題解決に臨めるような手法・工夫を提案してください。

(2) 事業者とのマッチング支援

- ① 上記4(1)⑥により言語化した課題について、受託者の持つノウハウ・ネットワークを最大限に活用して積極的な情報発信と個別のアプローチを行い、課題解決のための事業のアイデア・ノウハウを持つ候補事業者を選定してください。
- ② 候補事業者の選定にあたっては、市内事業者との連携可能性についても検討してください。

- ③ 具体的な事業の創出に向けて、本市と事業者との対話の場を設定してください。実現性のある事業のアイデア・ノウハウを持つ複数の事業者との対話の場を設定し、本市が抱える課題を共有し、連携の可能性を模索するとともに、課題解決方策の創出を促進してください。
- ④ 上記③の対話の実施にあたっては、受託者が企画から実施、当日のファシリテートを担当するものとします。

(3) 実証実験等の伴走支援

本市、事業者双方のニーズを踏まえ、本市と事業者が円滑に実証実験等を開始できるようコーディネートするとともに、開始後の伴走支援をしてください。

(4) 本業務のロードマップ

上記4(1)から(3)の業務については、2024年度中に実施してください。その上で、候補事業者のマッチング及び実証実験等の状況を踏まえて、課題解決に向けた事業の本格実施までのロードマップを提案してください。ロードマップの主な内容は以下のとおりとし、本業務の委託期間に関わらず、受託者が必要と考える期間とします。

【ロードマップの主な内容】

- ① 上記4(1)~(3)の業務内容の具体的な工程（2024年度内）
- ② 実証実験等の着手から事業の本格実施までの工程
- ③ 「共創」風土の醸成の工程
- ④ その他、事業の本格実施にあたり有効な取組に係る工程
- ⑤ 2025年度以降も受託者が関わる想定での上記②~④における受託者の関わり

(5) その他

その他、本業務の効果を高める上で有効な取組がある場合は、提案してください。

5 業務報告書の提出

本業務完了時に、実施内容がわかる書類を添付のうえ、業務報告書を提出してください。

6 費用負担

本業務の実施にあたり、受託者の費用負担は次のとおりとします。

- (1) 本業務の実施に係る企画・調整費
- (2) 事業者とのマッチング支援に係る費用
- (3) 実証実験等の伴走支援に係る費用
- (4) 移動交通費（市職員の出張等に要する費用は除きます。）
- (5) その他本業務の実施に係る費用

7 リスク分担

本業務の実施にあたり、本市及び受託者のリスク分担は次のとおりとします。

リスクの種類	内容	リスク分担区分	
		市	受託者
業務の中止・延期	市の責任による遅延・中止	○	
	受託者の責任による遅延・中止		○
	受託者の業務放棄・破綻		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
住民対応	本業務に対する住民からの苦情、要望等		○
	上記以外の市政全般への苦情、要望等	○	
第三者賠償	業務の企画・実施において第三者に損害を与えた場合		○
事故リスク	施設、設備の不備または施設管理上の課室、第三者原因を含む火災等の事故による変更、中止、延期	○	

8 本業務の留意事項

- (1) 仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行にあたり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行ってください。協議が整わないときは本市の指示するところによるものとします。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について本市と十分打合せを行い、業務の目的を達成することとします。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、本市へ提出してください。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、本市に随時報告するとともに、適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行ってください。
- (5) 業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行ってください。
- (6) 受託者は、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証することとします。
- (7) 受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできません。本業務が完了した後においても、同様とします。
- (8) 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じてください。
- (9) 本業務に関する著作権は、原則として本市に帰属することとし、本市は、事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとします。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとします。また、本市は、この業務において生じる成果物等を、受託者等が本業務の目的の範囲内で他の業務で使用することを妨げないこととします。
- (10) 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務にあたってください。
- (11) 本業務の経理を明確にするため受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行ってください。

- (12) 前条までの条件が満たされない場合、一部の業務費を対象の経費と認めず、減額する場合があります。
- (13) 本業務を行うにあたり必要とされる関係法令および関係条例等を遵守してください。
- (14) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任において処理することとします。